

武蔵野学院大学障害学生支援に関する指針

学生部学生相談

本指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について」(通知)(平成 25 年 6 月 28 日)と「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 25 年 11 月 9 日)を受け、武蔵野学院大学における障害のあるすべての学生に関わる支援について定めるものとする。

ここで述べる障害のある学生とは、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」(平成 24 年6月6日)に基づき、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

1. 武蔵野学院大学が掲げる「他者理解(Understanding others)」の「他者」の教育理念は、自己以外のすべての他者である。本学では国境・文化・年齢・立場などを越えた先にいるすべての人のことを指して、“others”と言う。すなわち、“Understanding others”という言葉には、世界中のあらゆる人に共感し、心を支えてあげられる人材を教育したい、という理想が込められている。本学は、この理念に照らし、障害のある学生に対しても開かれた大学を目指す。
2. 本学は、障害のある学生の学びへの機会の確保に努め、他の学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を行うことを目指す。
3. 本学は、さまざまな学生や教職員等とのかかわりから共に学び、社会で自立して生きていく人材へと成長できるよう支援する。
4. 支援内容の判断は、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告(第一次まとめ)、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版)」が定める基準取扱いを参考とする。

5. 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な支援内容は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、学生部学生相談と本人が、十分な合意形成・共通理解を図られたもののみを、大学から提供するものとする。
6. 障害の有無に限らず、学生がキャンパスで学び合える施設・設備環境を目指す。
7. 学内教職員に対する配慮事項の徹底に努め、障害のある学生に対して開かれた学生を目指す。
8. この指針の改定は、学生部学生相談会議により行う。

武蔵野短期大学障害学生支援に関する指針

学生部学生相談

本指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について」(通知)(平成 25 年 6 月 28 日)と「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 25 年 11 月 9 日)を受け、武蔵野短期大学における障害のあるすべての学生に関わる支援について定めるものとする。

ここで述べる障害のある学生とは、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」(平成 24 年6月6日)に基づき、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

1. 武蔵野短期大学が掲げる教育理念にある「すべてを子供のために」の下、「広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性の育成」を方針としている。本学は、この理念に照らし、障害のある人に対しても開かれた大学を目指す。
2. 本学は、障害のある学生の学びへの機会の確保に努め、他の学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を行うことを目指す。
3. 本学は、さまざまな学生や教職員等とのかかわりから共に学び、社会で自立して生きている人材へと成長できるよう支援する。
4. 支援内容の判断は、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告(第一次まとめ)、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版)」が定める基準取扱いを参考とする。
5. 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な支援内容は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、学生部学生相談と本人が、十分な合意形成・共通理解を図られたもののみを、大学から提供するものとする。
6. 障害の有無に限らず、学生がキャンパスで学び合える施設・設備環境を目指す。

7. 学内教職員に対する配慮事項の徹底に努め、障害のある学生に対して開かれた学生を目指す。

8. この指針の改定は、学生部学生相談会議により行う。

2022

学生相談ハンドブック

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学

学生相談

目次

はじめに	2
基本的な考え方	3
学生相談の業務	4
学生が学生相談を申し込む場合	4
合理的配慮に関する相談について	5
付録	7

はじめに

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学（以下、本学）では、1・2年生担任の先生やゼミ担当、研究指導教授の先生（以下、担任の先生）が中心となり、それぞれの学年に対して学生指導をいただいております。しかしながら、昨今、学生の中には学生指導のみで問題解決が難しい内容が含まれるようになり、学生相談を活用する場合も増えてきました。

また、2016年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、障害のある学生への「合理的配慮」が求められるようになりました。この「合理的配慮」に伴う相談については、担任の先生が行う学生指導の方向性を踏まえ、学生相談が支援しています。

今回、学生相談担当者が中心となり、教職員の皆様がどのように学生相談を利用すればよいかをまとめた『学生相談ハンドブック』を改訂致しました。2016年度に発行した初版に現在の社会状況の変化やキャンパスのシステムの変化などを考慮して、改定を重ねたものです。

このハンドブックはあくまで一定の方向性をお示しするのみですので、実際には学生一人ひとりの状況に応じてご対応いただくこととなります。今後も皆様のご意見をいただきながら、さらによりよいハンドブックに修正していく予定です。

学生相談が本学の学生らの学生生活の一場になれば幸いです。

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学 学生相談
主任 成瀬 雄一

基本的な考え方

本学では、独立行政法人 日本学生支援機構（2006）に示された第1層と第2層の支援を行う担任制度が充実しています。担任の先生の役割は多様になります。主な内容としては、学校適応や生活リズムが挙げられます。この二つの内容は学生一人ひとりの環境や価値観を背景に、学校生活の参加や活動に支障をきたすことにより把握し、指導していきます。

また、担任の先生には各部署と連携する中で、お金に関わることや修学、学生生活、病気などでは大学と学生を仲介する役割も担っていただいています（表1）。

表 1
代表的な連携部署例

連携する部署例	相談内容
事務局、奨学金	入学金、学費、奨学金
教務部	成績、出席状況、単位取得、履修状況 学籍異動（卒業、休学（復学）、退学）
学生部	課外活動、ボランティア
学生部及び保健室	（デート）DV、ひきこもり、悪徳商法等、 ハラスメント
保健室	健康状態、病気 ハラスメント

しかしながら、担任の先生が該当学生の心の健康に影響している、もしくは背景に障害について検討すべきであると判断した場合は、担任の先生と学生相談担当者が共に検討することもあります（コンサルテーション）。

一方で、学生本人が学生相談を利用することがあります。利用にはいくつかの手続きと相談内容の精査を伴い行います。

学生相談の業務

学生相談室は学生部における学生支援の中で相談業務をおこないます。相談業務は個別相談とコンサルテーションの二つがあります。どちらも、学生相談担当の教員 2 名（公認心理師、臨床心理士等資格保有者）と事務職員 1 名（保健室）という体制の下、相談業務を行っています。個別相談は 3%前後と少なく、各部署や担任の先生と相談することが多くなります。各部署や担任の先生におかれましては、学生相談担当者に電話や直接、お話しいただければご対応いたします。なお、一般に在籍総数の 10%程度は専門的援助が必要と考えられています。

学生が学生相談を申し込む場合

学生が学生相談を申し込む場合は、原則、メールで予約手続き（初回の相談前に相談事項などの記入を含む）を行います。ただし、相談内容によっては他の部署や教職員への相談を促すこともありますので、ご承知おきください。学生相談室の開室日時は、学生相談担当の教員（以下、学生相談担当者）2 名の出勤日であり、授業等のない時間になります。学生相談担当者と開室日時については別途、お知らせいたします。

学生相談は、学生相談担当者で行います。相談する時間は 1 回につき、30 分程度とし、原則、来室のみとし、電話相談やメール相談、ビデオ会議システム相談は行いません。

守秘義務については、個人情報や相談内容についての秘密を厳守します。しかし、例外的に同意が得られなくても、①生命・健康上の問題、②虐待、③自殺の恐れ、④触法行為、⑤学生指導が必要な場合、関係者に必要な範囲に限定した情報を開示し、連携する場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を目的として、来室された方の氏名等の情報を大学や保健所に提出する可能性があることに同意いただく必要があります。なお、公認心理師法第 42 条第 2 項により、主治の医師があるときは、その指示を受けることとします。

合理的配慮に関する相談について

あらゆる段階における障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム： inclusive education system）が 2016 年 4 月から本格的に動き出し、障害を理由とする差別の禁止と社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこととなりました。この「障害のある学生」＝障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生であり、「支援活動の範囲」＝授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項（表 2）と文部科学省は考えています。

※学内移動やフィールドワーク、教育実習等での移動については、課外授業や学校行事への参加に含めています。

※「支援活動の前提」＝体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとしています。

表 2

提供するかどうか検討に値する合理的配慮について

修学機会の確保

教育の質を維持すること

平等な参加を保障すること

図書館等の利用

入学・学位授与式やオリエンテーションなど

就職指導・履修指導

学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動

入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請など

合理的配慮を検討する場合は、学生が学生相談を利用する時と同じ手続きを行っていただき、合意形成を行う必要があります。当たり前ですが、障害のある学生の自立につなげることが大切です。次第に自分で何とかできるようにしていくことが支援のための相談となります。

なお、合理的配慮に関する相談は、検討を円滑に進めるために、学生に対して根拠資料を求めることがありますので、ご承知おき下さい。

例：障害者手帳の種別・等級・区分認定
適切な医学的診断基準に基づいた診断書
標準化された心理検査等の結果
学内外の専門家の所見
高等学校・特別支援学校等の大学入学前の支援状況に関する資料

障害のある学生の中には、自己理解と支援を求めるトレーニングを受けている場合があります。大学で学生が支援を受けるためには、学生自身が自分の困難が障害に起因していることを知らなければ、周囲の人に説明し、支援を求めることはできません。自己理解を進めると同時に、自分の苦手なことへの対処方法を意識化・言語化し、具体的に説明できることが前提となります。そのうえで、当該学生は学生相談担当者と相談をくり返し、支援の内容をともに考えていきます。支援の内容は常に更新されるものであり、その都度、相談を繰り返す必要があります。基本的には恒常的な支援内容にはなりません。

しかしながら、障害のある学生の中には、自覚なく困難を抱えている学生もいます。そのような場合は、説明することも支援を求めることも儘なりません。上記のトレーニングを受けてきた学生と違い、学生相談をくり返し、支援が出来る前提を充たす必要があります。

なお、支援内容が学生相談と相談していく中で合意形成されても、それは仮決定です。各部署や教職員とのすり合わせにより、実行可能な支援でなければ、再度、相談者と話し合いをすすめます。

学生相談の利用方法について

○利用方法(合理的配慮に関する相談も含みます)



- ・ 1. 学生本人がメールで「学生相談を利用したい」旨を伝えてください。
- ・ 2. メールには以下の内容*を記入してください。
- ・ 3. 相談日時を調整の上、メールアドレスにご連絡します。
- ・ 4. 学生相談室等で対面相談を行います。1回の相談は30分程度です。**

* 宛先には「soudan@u.musa.ac.jp」と入力してください。
件名に「学生相談希望」とお書きください。
本文には以下の内容を必ずお書きください。
・氏名(フリガナ)
・学籍番号
・学年
・主な相談内容 / ・主な合理的配慮で相談したい内容

**合理的配慮に関する相談の場合には、円滑に進めるため、根拠資料をお持ちください。

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学学生相談
連絡先: soudan@u.musa.ac.jp

Q1.学生相談室とはどのような場所ですか？

A .本学の学生相談室は、教職員と協力しながら学生が学生生活を円滑に行えるように心理的な相談を行う学生部の一部です。

Q2.誰が利用できますか？

A .武蔵野短期大学と武蔵野学院大学に在籍している学生が利用することができます。なお、休学中の学生は利用できません。

Q3.どのような相談ができますか？

A .自身の人間関係や健康状態を中心としています。また、合理的配慮についても相談を受け付けています。相談内容によっては、学生の皆様に学生相談をご利用する前に、担任の先生や関係部署に相談することを促す場合があります。

Q4.学生相談では、誰が相談を受けるのですか？

A .公認心理師や臨床心理士等の資格を有する教員が相談を受けます。

Q5.電話やメール、ビデオ会議システム(Zoom 等)での相談はできますか？

A.受け付けておりません。学生相談は対面のみで行なっています。

Q6.相談内容の秘密は守られますか？

A.もちろん、守られます。ただし、緊急時(学生が自他に危害を加える恐れや方に定めがある場合)や学生指導が必要な場合は、学生の同意が得られなくても、関係教職員に必要な範囲に限定した情報を開示し、連携する場合があります。

Q7.大学における合理的配慮とは何ですか？

A. 2016 年に制定された「障害者差別解消法」により、大学は社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要としている意思が伝えられた時に、大学に過度な負担がない範囲で対応することとなりました。ここでいう障害は障害者手帳を持っている人だけではありません。医学的診断や心理検査、専門家の判断、そして高等学校までに特別な支援を受けた学生も含まれます。